

日銀市第166号  
2024年8月30日

国債売買等関係事務についての

日銀ネット利用先  
日銀ネット利用金融機関等

御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」の  
一部改正に関する件

日本銀行では、「国債の条件付売買基本要領」の一部改正等<sup>(注)</sup>に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

(注) 日本銀行ホームページに掲載されている2024年7月31日付の「補完当座預金制度基本要領」の一部改正等について」別紙2および本日付の「国債の条件付売買基本要領」の一部改正の実施日について」をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」  
中一部改正

○ 第1編 I. 1. を横線のとおり改める。

1. 用語の定義等

略（不変）

	略（不変）
日本銀行が行う取引	国債の買戻条件付売却のうち「日本銀行が行う国債の条件付売買に関する基本約定」にもとづくもの（以下「日銀国債売現先」といいます。） <small>(注2)</small>
	略（不変）
国債整理基金が行う取引	売戻条件を付さない利付国債の買入（以下「国整基金国債買入」といいます。） <small>(注2-3)</small>

(注1) 略（不変）

(注2) 「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（金融調節等入札連絡事務）」における「日銀国債売現先（利回り入札）」および「日銀国債売現先（固定利回り）」を  
あわせたものです。

(注2-3) 略（不変）

以下略（不変）